

◎ 融資対象者…中小企業者（小規模企業者を含む会社・個人）・中小企業団体の方

・中小企業者の範囲

業種	資本金(会社)	従業員(会社・個人)
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下

※特定非営利活動法人（NPO）は常時使用する従業員数が300人以下（ただし、小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下）が対象となります。

【利用可能資金：運転資金、設備資金、事業転換資金、災害対策資金】

※医療を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のものは対象になります。

※なお、農林漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）を営んでいる方は対象となりません。

・小規模企業者の範囲

業種	従業員
製造業・その他	20人以下
サービス業	5人以下
宿泊業・娯楽業	20人以下
卸売業・小売業（飲食店を含む）	5人以下

・中小企業団体とは

事業協同組合・協業組合・商工組合 等

◎主な申込書類一覧 ※申込内容によって、別途書類が必要になることがあります。

必要書類	資金の種類								備考
	運 転	設 備	近 代	大 型	創 業	転 換	小 企	災 害	
融資申込書	○	○	○	○	○	○	○	○	
融資斡旋依頼書等一式	○	○	○	○	○	○	○	○	（保証協会様式）
市税完納確認書	○	○	○	○	○	○	○	○	日光市税務課、各行政センター、各出張所にて発行（無料）。ただし、発行から30日以内のものを提出すること。
許可・認可証（コピー）	○	○	○	○	○	○	○	○	営業許可が必要な業種のみ
事業の決算（税務申告）を2期終えていることが分かる書類（コピー）	○	○	○	○	△	○	○	○	2期分（創業資金はこの限りではない）
商業登記簿謄本（コピー）	○	○	○	○	○	○	○	○	法務局発行 （法人が新規に申込み場合、代表者を変更した場合等）
宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	土地売買業など（保証協会様式）
受注工事明細書（コピー）	○	○	○	○	○	○	○	○	建設業の場合のみ
見積書（コピー）		○	○	○	○	○	○	○	
カタログ、設計図等（コピー）		○	○	○	○	○	○	○	
建築確認許可申請書（コピー）		○	○	○	○	○	○	○	日光市建築住宅課発行（10㎡以上の建物のみ）
大型店等の影響認定書				○					日光商工会議所会頭もしくは足尾町商工会会長発行
創業計画書・要件ごとの書類					○				
事業転換計画書						○			
取扱金融機関の所見					○				日光市様式第5号
罹災証明書またはセーフティネット4号認定書または災害その他突発的に生じた事由に起因する取引の数量の減少等の影響の状況が分かる書類（コピー）								○	罹災証明書または被災証明書（日光市市民課、各行政センター市民サービス係発行） セーフティネット4号認定書（日光市商工課発行）



2021年度 日光市制度融資の

ご案内

◎取扱金融機関（融資の相談・申込みについて）

金融機関名	電話番号	所在地
足利銀行 今市支店	0288-22-1040	〒321-1261 日光市今市 704
日光支店	0288-54-2121	〒321-1401 日光市上鉢石町 1033-1
鬼怒川支店	0288-77-1077	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原 1388
足尾支店	0288-93-3211	〒321-1524 日光市足尾町赤沢 4-4
大沢リテールセンター	0288-26-2290	〒321-1274 日光市土沢 557
栃木銀行 今市支店	0288-22-1051	〒321-1261 日光市今市 1122-2
大沢支店	0288-26-6950	〒321-2345 日光市木和田島 1526-48
日光支店	0288-54-2155	〒321-1434 日光市本町 1-2
鬼怒川支店	0288-77-0012	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原 1407-9
筑波銀行 今市支店	028-633-1361	〒320-0812 宇都宮市一番町 1-31（宇都宮支店内）
鹿沼相互信用金庫 今市支店	0288-22-1150	〒321-1261 日光市今市 457



日光市中小企業融資振興会

日光市観光経済部 商工課

所在地：〒321-1292 日光市今市本町1
（本庁舎2階）
TEL：0288-21-5136（商工課直通）

日光商工会議所 今市事務所

所在地：〒321-1262 日光市平ヶ崎 200-1
TEL：0288-30-1171

令和3年度 日光市中小企業振興資金（日光市制度融資）のご案内（令和3年4月現在）

◎ 融資要件（ア・イ・ウをすべて満たしていることが必要）

- ア 市内に事業所があること。
 法人 … 本店または支店が日光市内にあり、市内に商業登記をしていること。
 個人 … 住所、事業所とも日光市内にあること。
 イ 市内で事業を営んでいること。
 ウ 市税を完納していること。※分納誓約は完納ではありません。

◎ 信用保証

- ・ 栃木県信用保証協会の保証に付すことを条件とします。
 - ・ この場合の保証料は、**市が全額助成**します。（融資期間の延長の場合を除く。）
- ※日光市では、市内中小企業者への金融支援策として、栃木県信用保証協会を通し、日光市制度融資資金の保証料を全額助成する制度を設けています。

資金の種類	資金用途	融資限度額 (極度額)	返済期間		期間の 延長	利率			返済方法 (据置期間)	担保	保証人	備考
						期間	責任共有制度					
							対象	対象外				
① 運転資金	原材料の購入、商品の仕入れ、諸経費 支払等のために必要な資金	2,000万円	7年以内		5年を 限度に 定めら れた 融資 期間 を延 長可 能で す。	3年以内	1.5%	1.4%	(据置6ヶ月以内) 月賦償還	原則として不要ですが、金融機関及び保証協会が必要とする場合があります。	個人：原則として不要です。 法人：原則として法人の代表者が保証人となる必要があります。	NPO利用可能です。 借換え可能です。(各資金の既往借入金に限ります。)
② 設備資金	機械・設備の購入、店舗・工場・事業 用建物等の新築・改築及び改装、車両 購入のために必要な資金	2,000万円	10年以内			3年以内	1.5%	1.4%				NPO利用可能です。
③ 商店街近代化資金	中小企業団体が駐車場整備などの商店 街整備を行なうために必要な資金	3,000万円	設備	15年以内		3年以内	1.5%	1.4%				中小企業団体のみ利用可能です。
④ 大型店対策資金	大型店の進出対策として店舗改装及び 専門店化を図るために必要な資金	500万円	運転	5年以内		3年以内	1.5%	1.4%				小規模企業者のみ利用可能です。
			設備	7年以内		5年以内	1.7%	1.6%				
⑤ 創業資金	事業を営んでいない個人が新たな事業 を開始する、法人が新たに会社を設立 し事業を開始するために必要な資金	2,000万円	運転	5年以内		3年以内	1.5%	1.4%				利用者（法人においてはその代表者）が女性、または 若年者（40歳未満）の場合は貸付利率を0.2%引き 下げます。市認定特定創業支援事業の証明を受けた 場合は0.1%引き下げます。 ※利率の引き下げはいずれかの適用になります。
			設備	7年以内		5年以内	1.7%	1.6%				
⑥ 事業転換資金	自らの事業を継続又は廃止し、当該事 業と異なる新たな業種の事業を開始す るために必要な資金	1,000万円	運転	5年以内		3年以内	1.5%	1.4%				NPO利用可能です。
			設備	7年以内	5年以内	1.7%	1.6%					
⑦ 小規模企業者資金	小規模企業者が必要とする運転資金及 び設備資金	2,000万円	運転	5年以内	3年以内	【一般】 1.4%	【経営安定 関連等】 1.3%	小規模企業者のみ利用可能です。 ※2,000万円から既存の「保証協会の全ての保証付融 資残高」を差し引いた額が利用限度額となります。保 証協会に最新の残高をご確認ください。				
			設備	7年以内					5年以内	1.5%	1.4%	
⑧ 災害対策資金	災害その他突発的に生じた事由による影 響を受け、事業再建及び経営の安定のた めに必要な運転資金、または災害によ り損傷した設備の復旧に係る設備資金	1,000万円	運転 設備	7年以内	5年以内	1.4%	1.7%	災害その他の突発的に生じた事由による影響を受け ていることの証明等が必要になります。詳細につい ては対象となる災害ごとにご案内します。 ※新型コロナウイルス対策用の資金については別紙 をご確認ください。				
									2,000万円	10年以内	7年以内	2.0%

※ご利用にあたっては金融機関及び栃木県信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

※資金用途が設備の場合、設備投資に着手（機械設置・建物着工）する前に融資申込する必要があります。なお、着手可能となる基準時点は保証承諾時点となります。

※④～⑧については、別に定める要件があります。

※①～④、⑥の各資金のうち、「経営安定関連保証（セーフティネット1～4、6～8号認定書添付）」または「危機関連保証（特例中小企業者認定書添付）」を利用する場合は、責任共有制度の対象外となります。

くわしくは、取扱金融機関の相談・申込み窓口にお問い合わせください。